

賃上げ

TOPICS

3

二〇一五春闘の政府および労使による最終集計

円だった。

**連合は賃上げ・一時金とも
昨年以上回る**

二〇一五春闘は、大手企業の回答が示された三月一八日に最大のヤマ場を迎えた後、この相場をにらみつつ、中堅・中小企業における労使交渉・協議に舞台が移った。こうした賃金交渉の結果は、組合のない民間企業における賃金決定だけではなく、公務員給与(人事院勧告)のほか、非正規雇用労働者の時給引き上げにつながる最低賃金の改訂にも影響を及ぼす。これまでに発表された政府および労使などの賃上げ最終集計を中心にまとめる。

**厚生労働省は二・三八%で
一七年ぶりの高い水準**

厚生労働省が七月二八日に発表した平成二七年の「民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況」(資本金一〇億円以上かつ従業員一〇〇人以上の労働組合のある企業)によると、妥結額が把握できた三一四社における賃上げの平均妥結額は七三六七円で、前年(六七一一円)に比べて六五六円の増加。交渉前の平均賃金のベースに対する賃上げ率は前年比〇・一九ポイント増の二・三八%となった。賃上げ率は一九九八年(二・六六%)以降でもっとも高い水準となっている(図)。

組合など労働者側からの平均要求額(要求を把握できた二九九社)は、前年に比べて一九六九円増の一万五八七

連合が七月一日時点でまとめた賃上げの最終集計によると、平均賃金方式

で要求・交渉した組合五四六九組合の妥結結果は、組合員の加重平均で六三五四円、率で二・二〇%となり、前年同期に比べて額で四二六円、率で〇・一三ポイントそれぞれ上回った。

賃上げと同時に年間一時金を決定した二二六八組合が妥結した月数回答は四・八四カ月(昨年同時期比プラス〇・〇六カ月)、額回答は一五五万二四八二円(同プラス一万三四六〇円)といずれも昨年より増額した。

この結果を踏まえて、連合は七月一六日の中央執行委員会で今季闘争のまとめを確認。「回答水準については要求趣旨から言えば不満が残るものの、二年連続かつ昨年を上回る回答を引き出したことは、経済成長と整合した賃上げの流れを提起した二〇一四春季生活闘争からの流れを継続し、今後に受け継ぐことができたものと考えて」と総括している。

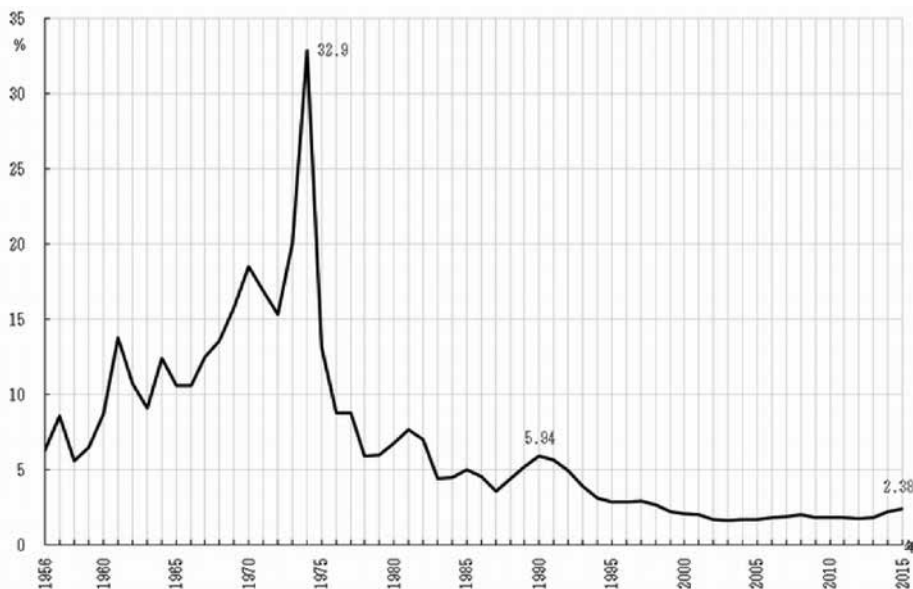
なお、国民春闘共闘委員会(全労連、純中立労組懇、地方共闘などで構成)の賃上げ最終集計(七月六日)によると、加重平均の賃上げ回答(五六四組

合、約一〇万人)は、六一七〇円(二・〇七%)。前年実績と比較可能な組合では、単純平均で額回答がプラス一〇二円、率回答でプラス〇・〇四ポイント

トとなっている。
**経団連、一七年ぶりに
八〇〇〇円超え**

経団連は六月一九日に「二〇一五年春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」(二六業種一六社)の最終集計を発表した。それによると、大手企業の

主要企業春季賃上げ率



資料出所 厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」
(注)

- 集計対象は原則として資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業のうち、妥結額(定期昇給込みの賃上げ額)などを把握できた企業である。(2003年までは、東証又は大証1部上場企業のうち、資本金20億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である。1979年以前は単純平均、1980年以降は加重平均。) 集計企業数は、1964年以前は約160社、1965年以降は約300社(2015年は314社)
- 定昇込みの数値である。

賃上げの回答額は八二三五円（二・五二％）となり、定期昇給とベースアップ（ベア）を含む月例の引き上げ額が一九九八年（八二九三円）以来、一七年ぶりに八〇〇〇円台を超えた。

業種別では、自動車（一九社）が九五〇七円（二・九％）と全体を牽引、機械金属（二社）でも八六四一元（二・九五％）と高めの回答となっている。また、一三業種が前年実績を上回っている。

上場企業でベア実施が三分の二

東証一部上場企業（二八四〇社）を対象に経済産業省が実施した「平成二七年企業の賃上げ動向等に関するフォローアップ調査」の結果が八月二八日に公表された。それによると、七月一七日までに回答のあった八一七社の集計結果では、今年度に賃金の引き上げを実施した企業の割合は九四・五％となり、前年度（九四・〇％）と同様に高い割合だった。

賃金を引き上げた企業のうち、ベアアップを実施した企業の割合は前年度の五二・七％から、今年度は六六・八％に上昇し、ほぼ三社に二社がベアを実施している。

ベアを実施した企業のうち、ベア分の引き上げ額が「二〇〇〇円以上」との回答は、前年度の三六・七％から今年度は五四・六％に上昇し、その割合が約一・五倍増加している。

国家公務員〇・二七％の引き上げ勧告

こうした民間の賃上げ動向は、今年度の人事院勧告にも反映された。人事院

が毎年実施している民間給与実態調査（対象約一万二三〇〇の民間事業所・約五〇万人）の結果、賃金を引き上げる動きが拡大したこと受け、今年四月の民間の月例賃金が公務員給与を一四六九円（〇・三六％）上回る状況となった。

これを踏まえ、人事院は八月六日、二〇一五年度の国家公務員の月例給を〇・二七％（二〇九〇円）およびボーナス（期末・勤勉手当）を〇・一カ月それぞれ引き上げるよう国会と内閣に勧告した。月例給とボーナス両方の引き上げ勧告は二年連続のこととなる（今年の人事院勧告の詳細についてはP 36ページのトピックス参照）。

経団連集計の中小企業も過去一五年で最高の賃上げ水準に

春闘の大きな機能である中小企業への賃上げ相場の波及はあったのだろうか。先の連合の最終集計によると、組合員数三〇〇人未満の中小組合の回答は額で四五四七円、率で一・八八％となり、昨年を三四九円、〇・一二ポイント上回る回答水準になっている。この結果について連合は、「賃金相場の底上げ・底支えを一定程度実現させることができた」としている。

しかし、中小企業における賃上げの足かせが、大手との取引問題にあるとして、連合は今秋に「中小企業における取引に関する調査」を実施し、実態把握を行い、必要な対応について検討を進めるとしている。

一方、経団連は七月三十一日に中小企業業種別妥結結果（加重平均）の最終集計を発表した。調査対象（従業員数

五〇〇人未満の企業一七業種七四一社）のうち、四六三社で妥結しており、うち平均額が判明している四六一社を集計した。平均賃上げ額は四七〇二元、率は一・八七％で、昨年の最終集計（四四一六円、一・七六％）に比べて、額で二八六円、率で〇・一一％ポイントそれぞれ上回った。引き上げ額・アツプ率とも二〇〇〇年以降でもっとも高い水準となっている。

非正規雇用の賃上げ動向

（1）地域別最賃平均一八円引き上げ
春の賃金交渉・協議の結果は、地域別最低賃金の改定にも影響を及ぼす。

中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会（委員長・仁田道夫国土館大学習部教授）は七月二十九日、今年度の地域別最低賃金の改定目安を全国加重平均で一八円（二・三一％、昨年度は一六円）とすることをとりまとめ、同三〇日の中央最低賃金審議会に報告した。ランク別の引き上げ目安は、東京、神奈川、愛知、大阪など「Aランク」が一九円、埼玉、京都、広島など「Bランク」が一八円、北海道、石川、福岡など「Cランク」が一六円、青森、沖縄など「Dランク」が一六円となった。

この改定目安などを参考に各都道府県の地方最低賃金審議会が調査・審議が行われた結果、八月二四日までに改定答申が出揃った。神奈川県で目安を一円下回る改定答申があった以外は、目安どおりが多かったものの、ABCそれぞれで目安を上回る一円上回る答申が一府九県であった。改定額の全国加重平均額は七九八円（昨年度七

八〇円、一八円の引き上げ）となり、最低賃金の表示が時給に一本化された二〇〇二年度以降、現行制度下で最高の引き上げ額となる。

最高額は東京都の九〇七円で、最低額は鳥取、高知、宮崎、沖縄の六九三円。最高額と比べた最低額の比率は七六・四％だが、昨年度の七六・二％から改善した。この比率が改善したのは二〇〇三年度以来となる。答申された改定額は、関係労使からの異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長の決定により、一〇月一日から一〇月下旬までに順次発効される見込みだ。

（2）連合では一六・七八円の引き上げ

連合がまとめた七月一日時点のパートやアルバイトなどの非正規労働者については、時給の平均賃上げ額は五・五〇円増の一六・七八円となった（二九三組合の組合員数加重平均、平均時給は九一七・九三円）。

この結果について連合は闘争のまとめで「労働力不足の影響もあるものと認識するが、均等処遇実現にこだわった取り組みの成果であると受け止める」と評価。また、正社員への転換ルールの導入、促進、明確化の取り組みなども中小を含めて積極的な取り組みが行われているとし、今後は「非正規労働者の処遇改善に関わる取り組み事例の共有化を進め、雇用の安定や処遇改善を進めていく」としている。

また、国民春闘共闘委員会の時間額の引き上げで回答のあった一八一件の単純平均は二六・八円で、前年実績を〇・二円上回っている。

（調査・解析部）